

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 5 号

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年函館市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 6 条第 7 項第 2 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 7 項の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。